〔資料〕

暗号資産に係る会計・税務について

山田誠一朗
（税理士法人アイ・タックス　代表税理士）

2008 年 10 月に初めて Satoshi Nakamoto を名乗る人物により提唱されたブロックチェーン技術は，今や暗号資産にとどまらず，電子的な取引を支える重要なシステムとして取り扱われている。今後，様々なブロックチェーン技術を用いたシステムやそれに関する取引が開発されていくと考えられるが，会計・税務において，規定が確立されていない部分は多々ある。先行して法整備がなされてきた暗号資産に係る会計・税務に着目し，暗号資産の歴史と現行法令上の取扱いを概観することで状況を把握し，今後の税務上の課題について確認する。

Accounting and taxation related to crypto assets

Seiichiro Yamada
（Itax Tax accountants'Corporation Representative tax accountant）

Blockchain technology, first proposed in October 2008 by a person calling himself Satoshi Nakamoto, is now treated as an important system that supports not only crypto assets but also electronic transactions. It is thought that various systems using blockchain technology and related transactions will be developed in the future, but there are many areas in accounting and taxation where regulations have not been established. Focusing on accounting and taxation related to crypto-assets, which have been legislated ahead of time, we will provide an overview of the history of crypto-assets and their treatment under current laws and regulations to understand the current situation and confirm future tax issues.

I. はじめに

2008年10月に初めてSatoshi Nakamotoを名乗る人物により「Bitcoin: A Peer-to-Peer Electronic Cash System」（ビットコイン：P2P電子マネーシステム）という論文[(1)]がインターネット上に発表されたことが，暗号資産の歴史の始まりである。この論文により提唱されたブロックチェーン技術は，今や暗号資産にとどまらず，電子的な取引を支える重要なシステムとして取り扱われている。今後，様々なブロックチェーン技術を用いたシステムやそれに関する取引が開発されていくと考えられるが，本論文では，先行して法整備がなされてきた暗号資産に係る会計・税務に着目し，暗号資産の歴史と現行法令上の取扱いを概観したうえで，今後の課題を確認していきたい。

II. 暗号資産とは

1. 暗号資産の歴史

2008年のSatoshi Nakamotoの論文発表後，わずか3カ月でオープンソースのソフトウェアが開発され，最初の取引が実現した。開発者のうちの1人が，フロリダにおいて，遊び半分で，ビットコインとピザを交換した行為が，実社会での支払手段としての初めての取引と言われている。その後，暗号資産（当時は「仮想通貨」）[(2)]という用語が多くの人の耳に届くこととなったのは，2014年のマウントゴックス社の破綻事件[(3)]である。当時世界最大のビットコインの取引所であったマウントゴックス社が，約470億円相当のビットコインのハッキングを受け，保有していたビットコインが流出し，取引所を閉鎖するに至った。それまでは，法的な規制は無く，取引所である交換業者のルールも曖昧で，証券業や信託業では当然の顧客資産の分別管理さえなされていなかった。このずさんな管理が，事件を大きくしたとともに，早急な法整備の必要性を考えるきっかけともなった。

改正資金決済法が2016年5月に成立し，2017年4月より施行された。この時点で初めて暗号資産が法令上定義され，交換業者の業法規定が盛り込まれた。また，同年6月以降の暗号資産の取引にかかる消費税法上の取扱いが，課税取引から非課税取引に変更された。これは，それまで，何らかの価値を持ったものとしての位置付けであったのに対し，資金決済法上において支払手段として規定されたことから，税法上も支払手段として認識したことを意味している。過去の判断が誤りであったために修正された訳ではなく，暗号資産の社会的影響が徐々に変化し，暗号資産の属性も変化したものと考えるのが正しい解釈だと思われる。

その後，2017年9月に国税庁のタックスアンサーでビットコインの売買による所得は，「雑所得」に該当することが掲載[(4)]された。この年の年初には，1ビットコイン10万円ほどだった取引レートは，年末頃には1ビットコイン230万円にまで高騰した。国税庁が「タックスアンサー」で最初に所得分類を発表したことは，投機目的でビットコインの取引が急激に増え，取り急ぎ何らかの方向性を示さざるを得なかった様子が窺える。そして，2018年には，漸く企業会計基準委員会（ASBJ）が暗号資産の会計基準について，実務対応報告第38号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」を公表し，会計上の取扱いが示されたが，この時点では，ビットコインなど流通性の高い暗号資産に限定された内容にとどまっている。

直近では，2022年3月に企業会計基準委員会（ASBJ）より「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点整理」が，同年8月には「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い」が

公表されるなど，ブロックチェーン技術等を用いて行われる取引で暗号資産以外の取引についても，少しずつ基準等が整理されて来ている。しかし，新しく実社会において様々な取引が急速に開発され運用されているため，その発展スピードに会計も税務も追いついていないのが実状である。

2. 最近の動向

最近の暗号資産，ここでは主にビットコインに限定し，実社会で取り扱われている状況について確認する。ビットコインは，前述の通り当初決済手段として法整備され，多くの一般企業が決済手段として利用できるような対応をしていたが，価格のボラティリティが大きく，ほとんど投機目的として取り扱われている。2021 年には 1 ビットコイン約 770 万円の最高値を付けたが，2023 年 7 月 1 日現在では，1 ビットコイン約 440 万円となっている。ビットコインを扱う暗号資産交換所は，交換所と言っても正確には，運営主体として暗号資産利用者の間に立って両者を当事者とする暗号資産の売買の成立に尽力する媒介等の委託取引業務を行う「暗号資産取引所」としての側面と，自らの資金を用いて暗号資産を購入した上で，暗号資産利用者に対して自らの利益のために暗号資産の売却を行う「暗号資産販売所」の側面とがある。株式や外国為替と似ており，販売所において購入レートと売却レートが提示されているが，取引所の価格は購入レートと売却レートの仲値の金額が提示されている [(5)]。

暗号資産には，市場取引が頻繁に行われている主要な暗号資産として，ビットコインの他，イーサリアム，リップル，ビットコインキャッシュなどがある。暗号資産の種類は数千種類とも言われているが，これほど多い理由は，主要な暗号資産以外で，企業等が投資家から資金調達を行う目的で発行するトークン（電子的な記録・記号）いわゆる ICO（Initial Coin Offering）が影響していると考えられる。暗号資産交換業者は，2023 年 5 月現在，ビットフライヤー，コインチェックなど関東財務局において 38 社，近畿財務局において 2 社が許可を受け登録している。ビットコインを決済手段として使える店舗は，年々少なくなってきており，2023 年 2 月時点で通販 20 店，実店舗が 195 店にとどまっている [(6)]。

改めて，暗号資産と法定通貨との違いと暗号資産のメリット，デメリットを確認しておきたい。法定通貨は，国家や中央銀行によって集中的に管理され，価値が保証されている一方で，暗号資産には，管理者は存在せず，取引の参加者全員が相互に承認し合う仕組み（Peer to Peer）で信用が担保されている（ブロックチェーン技術）。また，ビットコインなどの一部の暗号資産の特徴ではあるが，発行上限が設けられており，ビットコインの場合，2100 万 BTC [(7)] を上限としている。価額も法定通貨の場合は，需給バランスの他，国家や中央銀行等の政策等によって変動するが，暗号資産は主に需給バランスによってのみ変動する。暗号資産は，価格変動リスクや資産喪失リスクがあるというデメリットがあるが，全世界において，低コストで 24 時間取引出来るというメリットも存在する。なお，暗号資産が新たに発行される方法の一つとして，「マイニング」と呼ばれるものがある。マイニングとは，ブロックチェーンに新しいブロックを繋ぐ作業を行った対価として得られる報酬で，ブロックの中に保存する取引（トランザクション）データを検証して承認するという計算をいち早く行った者に報酬が付与される仕組みとなっている [(8)]。

III. 暗号資産の法整備

1. 資金決済法

(1) 暗号資産に関する定義

日本におけるトークン（電子的な記録・記号）に対する法整備は，前述の通り，2016 年 5 月の資金決済

に関する法律（以下，「資金決済法」という。）の改正から始まった。資金決済法は，もともと商品券やプリペイドカード，電子マネーなどの前払式支払手段や資金移動業，資金精算業について規定する目的で作られた法律であるが，この法律の対象範囲に暗号資産が含まれ，第２条（定義）の中で初めて暗号資産が法律的に定義された。暗号資産という存在が，様々な経緯を経て社会的に認知され，一般に普及が進んだことで，国際的にも法律の下での管理が必要だという機運の盛り上がりの中で，日本は暗号資産をはじめとしたブロックチェーン技術の育成を戦略的に進める目的で，比較的早い段階で法整備に着手した。暗号資産は資金決済法第２条第 14 項に定義されている。

〈資金決済法第二条第十四項〉
14　この法律において「暗号資産」とは，次に掲げるものをいう。ただし，金融商品取引法第二十九条の二第一項第八号に規定する権利を表示するものを除く。
一　物品等を購入し，若しくは借り受け，又は役務の提供を受ける場合に，これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ，かつ，不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り，本邦通貨及び外国通貨，通貨建資産並びに電子決済手段（通貨建資産に該当するものを除く。）を除く。次号において同じ。）であって，電子情報処理組織を用いて移転することができるもの
二　不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって，電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

第一号の規定に該当する暗号資産を「一号暗号資産」，第二号の規定に該当する暗号資産を「二号暗号資産」と呼び，一号暗号資産は，物品の購入，賃借，サービス提供の対価（支払手段）として不特定の者に対して使用ができる暗号資産で，具体的にはビットコインをはじめとした数種の暗号資産が該当する。一方，二号暗号資産は，不特定の者との間で一号暗号資産と交換可能な暗号資産で，具体的には，暗号資産交換所で一号暗号資産と取引が可能な暗号資産が該当する。

ここで重要なのは，トークン全般のうち，カレンシートークンに分類される暗号資産について一定の要件を満たすもののみが，資金決済法により暗号資産として定義され，資金決済法による規制の対象となっていることである。したがって，一般的に「暗号資産」と言われるトークン全てが法律上規制されている訳ではない。

また，暗号資産の売買及び売買の媒介や代理等を業として行うことを暗号資産交換業と定め，暗号資産交換業者を金融庁管轄の登録制にした。暗号資産の売買や交換を業とすることはもちろん，売買の媒介や売買の代理などを業とする暗号資産交換業について，第２条第 15 項において次のとおり定義されている。

〈資金決済法第二条第十五項〉
15　この法律において「暗号資産交換業」とは，次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいい，「暗号資産の交換等」とは，第一号又は第二号に掲げる行為をいい，「暗号資産の管理」とは，第四号に掲げる行為をいう。
一　暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換
二　前号に掲げる行為の媒介，取次ぎ又は代理
三　その行う前二号に掲げる行為に関して，利用者の金銭の管理をすること。

四　他人のために暗号資産の管理をすること（当該管理を業として行うことにつき他の法律に特別の規定のある場合を除く。）。

2019 年 5 月に，「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」が成立（2020 年施行）し，資金決済法において，暗号資産交換業の範囲に上記第四号が追加され，暗号資産のカストディ業務（顧客の暗号資産を預かり，安全に保管し，顧客の指示によって移動させる管理業務）が暗号資産交換業の定義に加えられた。

第四号が追加されたことによって，暗号資産の売買や売買の媒介，代理等に伴う管理だけでなく，単に暗号資産を保管して管理する行為も暗号資産交換業に含まれ，規制の対象とされることとなった。なお，最近，頻繁に実施されている暗号資産のレンディングサービスにおける利用者からの暗号資産の借入れは，一般に暗号資産の管理には該当しないとされている[(9)]。ただし，利用者の請求によっていつでも借り入れた暗号資産の返還を受けることができる状態にあるなど，実質的に他人のために暗号資産を管理している場合は，上記，第四号に該当し，資金決済法の規制の対象となる。

暗号資産が資金決済法の対象となったことから，資金決済法上に暗号資産にかかる新たな章（第三章の三）が新設され，暗号資産交換業者に対する管理，監督，処分等の規定が設けられた。具体的には，次のような規制となっている。

〈資金決済法第六十三条の二，第六十三条の三〉
（暗号資産交換業者の登録）
第六十三条の二　暗号資産交換業は，内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ，行ってはならない。
（登録の申請）
第六十三条の三　前条の登録を受けようとする者は，内閣府令で定めるところにより，次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。
一　商号及び住所
二　資本金の額
三　暗号資産交換業に係る営業所の名称及び所在地
四　取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあっては取締役とし，指名委員会等設置会社にあっては取締役及び執行役とし，外国暗号資産交換業者にあっては外国の法令上これらに相当する者とする。）の氏名
五　会計参与設置会社にあっては，会計参与の氏名又は名称
六　外国暗号資産交換業者にあっては，国内における代表者の氏名
七　取り扱う暗号資産の名称
八　暗号資産交換業の内容及び方法
九　暗号資産交換業の一部を第三者に委託する場合にあっては，当該委託に係る業務の内容並びにその委託先の氏名又は商号若しくは名称及び住所
十　他に事業を行っているときは，その事業の種類
十一　その他内閣府令で定める事項
2　前項の登録申請書には，第六十三条の五第一項各号に該当しないことを誓約する書面，財務に関する書類，暗号資産交換業を適正かつ確実に遂行する体制の整備に関する事項を記載した書類その他の内

閣府令で定める書類を添付しなければならない。

続く第 63 条の 5 においては，登録を拒否する場合が規定されているが，その 1 つに，暗号資産交換業を適正，かつ，確実に遂行するために必要と認められる内閣府令で定める基準に適合する財産的基礎が必要とされている。具体的には，①資本金の額が 1,000 万円以上であること，②純資産額がマイナスでないこととされている。その他に会計，税務における重要な規定として，第 63 条の 11 において，利用者の金銭または暗号資産と自己の金銭又は暗号資産との分別管理が規定され，同上第 2 号において，監査法人等による法定監査が義務付けられている。

このように，資金決済法の改正によって，暗号資産が定義され，暗号資産交換業に登録制が導入され，監査が義務付けられたことによって，税制等の法整備や会計基準の策定が進められることになった。

(2) ステーブルコインに関する改正

米国などで既に広がりつつあるステーブルコインを規制するための資金決済法の改正が 2023 年 6 月に実施された。「ステーブルコイン」に法律上の明確な定義は存在しないが，一般的には，ブロックチェーン等の技術またはこれと類似した技術を活用し，法定通貨やコモディティと連動した価格で発行され，発行価格と同額で償還を約するデジタルアセットのことをいう。資金決済法では，このステーブルコインのうち一定のものを電子決済手段として定義し，規制の対象とした。

〈資金決済法第二条第五項〉

5　この法律において「電子決済手段」とは，次に掲げるものをいう。

一　物品等を購入し，若しくは借り受け，又は役務の提供を受ける場合に，これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ，かつ，不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されている通貨建資産 (10) に限り，有価証券，電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権，第三条第一項に規定する前払式支払手段その他これらに類するものとして内閣府令で定めるもの（流通性その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。）を除く。次号において同じ。）であって，電子情報処理組織を用いて移転することができるもの（第三号に掲げるものに該当するものを除く。）

二　不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって，電子情報処理組織を用いて移転することができるもの（次号に掲げるものに該当するものを除く。）

三　特定信託受益権

四　前三号に掲げるものに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

ステーブルコインに対する資金決済法の改正後における暗号資産，ステーブルコイン等の電子決済手段等への制度的対応を纏めたのが，次の図 1 である。いわゆる法定通貨建てのステーブルコインを①法定通貨の価値と連動した価格で発行され，発行価格と同額で償還を約するもの（デジタルマネー類似型）と②それ以外のアルゴリズムを用いて価格の安定を試みるもの（暗号資産型）とに分類し，デジタルマネー類似型のステーブルコインを扱う仲介者を「電子決済手段等取引業者」と定義したうえで規制の対象としている。デジタルマネー類似型のステーブルコインの発行者としての規制は，電子決済手段を発行・償還する行為を為替取引と整理し，従来からの銀行法や資金決済法上の資金移動業の規制で担保している。発行者が自ら行う

仲介業は，同法の規制に基づくため，発行者では無い仲介者が電子決済手段等取引業者との位置付けとなる。

一方で，暗号資産型については，暗号資産交換業者の範囲として規制されることとなる。なお，暗号資産型の発行者の欄に規制の対象となる業者名が記載されていない通り，現在，暗号資産型のステーブルコインを含む暗号資産の発行に関しては，法的規制がなされていない。

図１　資金決済法上の制度的対応

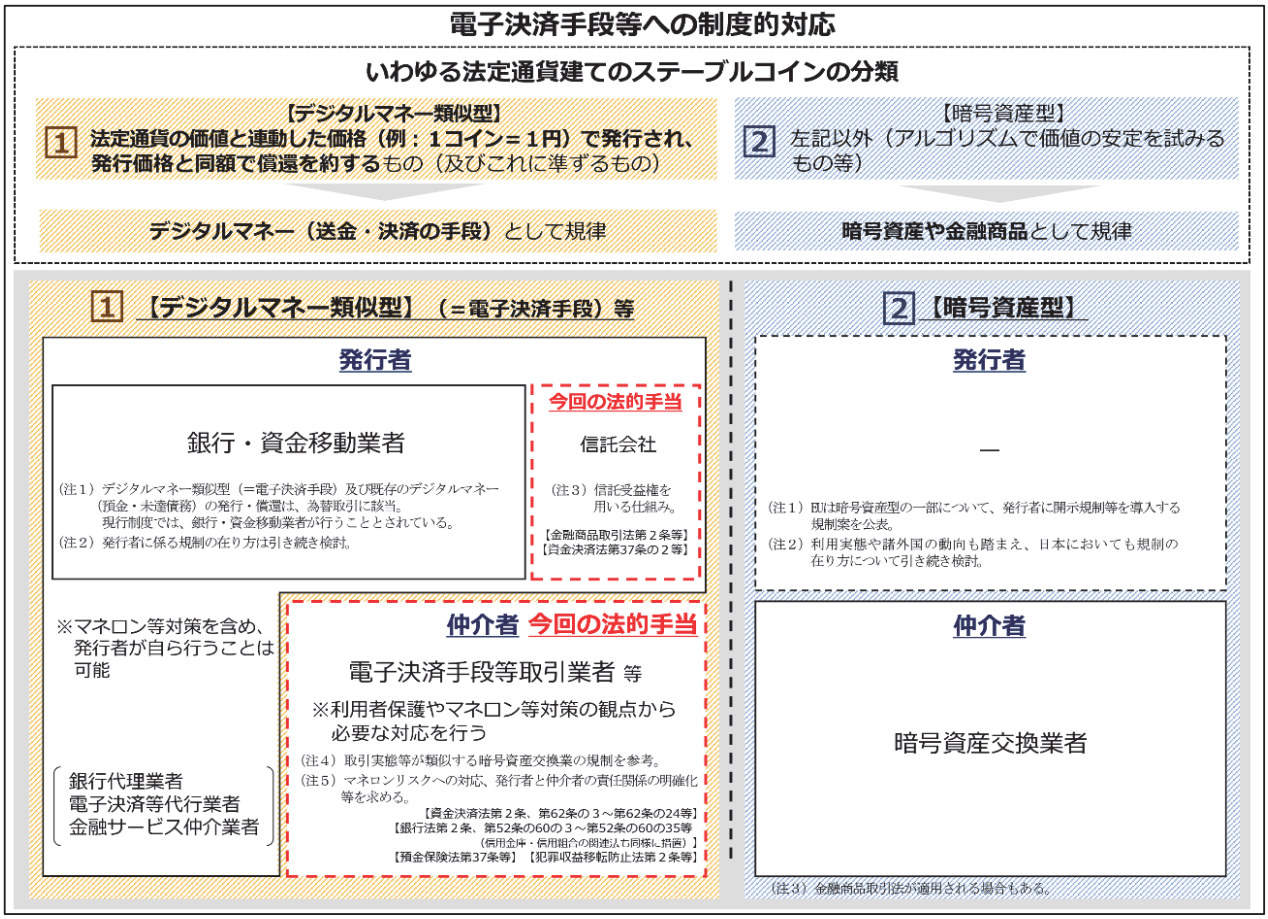

出典：金融庁「第 208 回国会法案　安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案　説明資料」pp5。（URL:https://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html）

2.　金融商品取引法

(1) 暗号資産デリバティブ取引

2020 年 5 月施行の金融商品取引法の改正によって，金融商品取引法においても第 2 条第 24 項第 3 号の 2 に暗号資産 (11) についての定義がなされ，暗号資産を原資産とするデリバティブ取引について次のような規制が設けられた。

- 店頭デリバティブ取引を業として行う場合には，第一種金融商品取引業登録が必要
- 外国為替証拠金取引（FX 取引）と同様に，金商法上の規制（販売・勧誘規制等）を整備
- 証拠金の上限倍率（レバレッジ倍率）を，以下の通り設定
  個人向け取引：暗号資産の種類によらず 2 倍とする
  法人向け取引：時々の価格変動に基づく必要な証拠金率を，暗号資産のペア毎に週次で算出する

・　暗号資産の特性に関する規制について，暗号資産交換業者に求める対応と同様に整備
（暗号資産の性質に関する説明義務，問題がある暗号資産の取扱禁止，広告に関する規制など）

(2) 電子記録移転有価証券表示権利等

2020 年の金融商品取引法の改正により，第 2 条第 2 項のみなし有価証券（従来の第二項有価証券）のうち，電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるもの（いわゆる，トークン化されたもの）について，電子記録移転権利と新たに定義された。また，金融商品取引業等に関する内閣府令第 1 条第 4 項第 17 号によってこの電子記録移転権利よりさらに広い定義として，金融商品取引法法第 2 条第 1 項の有価証券を含めて上記のトークン化されたものを「電子記録移転有価証券表示権利等」と定義された。この改正の結果，電子記録移転有価証券表示権利等は，表 1 の通り 3 つの類型に区分され，それぞれ開示規制および業規制の対象となった。

表 1　電子記録移転有価証券表示権利等の区分

	内容	金商法の開示規制，業規制の種別等
トークン有価証券	株式，社債等，金商法第 2 条第 2 項各号の有価証券がトークン化されたもの （金商法 2 条 2 項柱書の有価証券表示債権）	開示規制：第一項有価証券 原則として発行・継続開示の義務あり 業規制：第一種金融商品取引業 登録時の最低資本金 5,000 万円，自己資本比率の継続的なモニタリングなど，高水準の規制を受ける
電子記録移転権利	集団投資スキーム，信託受益権等，金商法第 2 条第 2 項各号の権利がトークン化されたもの	
適用除外電子記録移転権利	内閣府令により，電子記録移転権利から除外されるもの	開示規制：第二項有価証券 原則として発行・継続開示の義務なし 業規制：第二種金融商品取引業 最低資本金 1,000 万円，自己資本比率規制も受けない

出典：金融庁「デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会」（第 11 回）配布資料 2『一般社団法人日本 STO 協会資料「セキュリティトークンに関する現状等について」』を参考に作成。
（URL:https://www.fsa.go.jp/singi/digital/siryou/20230606.html）

上記の改正によって，金融商品取引法第 2 条第 2 項のみなし有価証券である第二項有価証券である集団投資スキームであっても電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるもの（いわゆる，トークン化されたもの）については，電子記録移転権利となり，第一項有価証券に該当して第一種金融商品取引業として規制の対象となった。この改正によって，投資型の ICO は，第一種金融商品取引業として規制を受けることになった。

ICO は，2017 年頃から一種のブームとなり件数や資金調達額が大きく増加したが，不適切な ICO が少なくなく，投資家の信頼を失い，現状では世界的にその実施が大きく減少している。現在，ICO に代わって，新たな資金調達方法として STO（Security Token Offering）が，注目されるようになっているが，この STO は，ICO と全く別のものではなく，法律的な規制の概念が曖昧だった ICO のうち，金融商品取引法の規制対象となった投資型 ICO（セキュリティトークン）の発行による資金調達を明確化したもので，投資に対する法律の適正な規制のもと健全に実行される資金調達方法として，実施例が増加している。

3. 会計上の取扱い

(1) 暗号資産に関する会計基準の制定

暗号資産に関する会計基準については，2016 年 11 月に日本公認会計士協会より新規テーマの提案を受け，企業会計基準委員会（ASBJ）において検討がスタートした。当初は，2017 年 10 月頃に公開草案が公表される予定になっていたが，作成が遅れ，2017 年 12 月 6 日に「資金決済法における暗号資産の会計処理等に関する当面の取扱い（案）」が公開され，パブリックコメントの募集による修正を行った上，2018 年 3 月 14 日に，実務対応報告第 38 号「資金決済法における暗号資産の会計処理等に関する当面の取扱い」（以下，「暗号資産会計基準」という。）として公表された。

暗号資産会計基準の作成の背景には，資金決済法の改正に基づき，暗号資産交換業者が登録制となったことに加え，財務諸表監査及び分別管理監査が義務付けられたことによって，監査において適正表示の依りどころとなる会計基準が必要となったことにある。その一方で，企業における暗号資産の保有が非常に限定的で広範な影響を及ぼすまでになっていないこと，国際的な検討がまだ行われていないこと，暗号資産によるビジネスの今後の進展を予測することが困難なこと等から，会計基準の開発は最小限の項目にとどめられ，また，範囲も資金決済法に規定する暗号資産のみとされた。

暗号資産会計基準は，Ⅰ．暗号資産交換業者又は暗号資産利用者が保有する暗号資産の会計処理，Ⅱ．暗号資産交換業者が預託者から預かった暗号資産の会計処理，Ⅲ．開示の 3 項目から構成されている。「暗号資産利用者」という用語は暗号資産会計基準で初めて示されたものであるが，暗号資産を利用する企業のうち，暗号資産交換業者以外のものと定義されている。

Ⅰ．暗号資産交換業者又は暗号資産利用者が保有する暗号資産の会計処理では，自己が保有する暗号資産の期末評価方法について，活発な市場が存在する場合の暗号資産と活発な市場が存在しない場合の暗号資産に区分し，前者は時価評価，後者は取得原価評価とされた。具体的な期末における暗号資産の評価に関する会計処理は次の通りである。

> 5．暗号資産交換業者及び暗号資産利用者は，保有する暗号資産（暗号資産交換業者が預託者から預かった暗号資産を除く。以下同じ。）について，活発な市場が存在する場合，市場価格に基づく価額をもって当該暗号資産の貸借対照表価額とし，帳簿価額との差額は当期の損益として処理する。
> 6．暗号資産交換業者及び暗号資産利用者は，保有する暗号資産について，活発な市場が存在しない場合，取得原価をもって貸借対照表価額とする。期末における処分見込価額（ゼロ又は備忘価額を含む。）が取得原価を下回る場合には，当該処分見込価額をもって貸借対照表価額とし，取得原価と当該処分見込価額との差額は当期の損失として処理する。
> 7．前期以前において，前項に基づいて暗号資産の取得原価と処分見込価額との差額を損失として処理した場合，当該損失処理額について，当期に戻入れを行わない。

この場合の活発な市場の判断基準 (12) については，第 8 項において，「活発な市場が存在する場合とは，暗号資産交換業者または暗号資産利用者の保有する暗号資産について，継続的に価格情報が提供される程度に暗号資産取引所または暗号資産販売所において十分な数量及び頻度で取引が行われている場合をいうものとする。」と示されている。さらに，ここで言う「市場価格」には，保有する暗号資産の種類ごとに，通常使用する自己の取引実績の最も大きい暗号資産取引所または暗号資産販売所における取引価格（取引価格が

ない場合には，暗号資産取引所の気配値または暗号資産販売所が提示する価格）を用いることとされ，期末評価に用いる市場価格には，取得または売却に要する付随費用は含めないものとされた。

Ⅱ．暗号資産交換業者が預託者から預かった暗号資産の会計処理では，暗号資産交換業者が預託者から預かった暗号資産について，暗号資産交換業者の貸借対照表の資産と負債に同額を計上するとともに期末評価方法については，自己が保有する暗号資産と同様の方法で評価することが明らかにされている。

Ⅲ．開示では，暗号資産交換業者および暗号資産利用者が暗号資産を売却した場合の表示について，売却収入から売却原価を控除して算定した純額を損益計算書に表示することが示された。さらに，暗号資産交換業者および暗号資産利用者が決算期末に保有する暗号資産および暗号資産交換業者が預託者から預かっている暗号資産についての注記事項が規定された。なお，暗号資産会計基準においては，貸借対照表の勘定科目，計上区分については触れられていないため，一般社団法人日本暗号資産取引業協会が，暗号資産交換業者向けに公表している「暗号資産取引業における主要な経理処理例示」が参考となる。

2．注記事項

17．暗号資産交換業者又は暗号資産利用者が期末日において保有する暗号資産，及び暗号資産交換業者が預託者から預かっている暗号資産について，次の事項を注記する。

⑴　暗号資産交換業者又は暗号資産利用者が期末日において保有する暗号資産の貸借対照表価額の合計額

⑵　暗号資産交換業者が預託者から預かっている暗号資産の貸借対照表価額の合計額

⑶　暗号資産交換業者又は暗号資産利用者が期末日において保有する暗号資産について，活発な市場が存在する暗号資産と活発な市場が存在しない暗号資産の別に，暗号資産の種類ごとの保有数量及び貸借対照表価額。ただし，貸借対照表価額が僅少な暗号資産については，貸借対照表価額を集約して記載することができる。

ただし，暗号資産交換業者は，暗号資産交換業者の期末日において保有する暗号資産の貸借対照表価額の合計額及び預託者から預かっている暗号資産の貸借対照表価額の合計額を合算した額が資産総額に比して重要でない場合，注記を省略することができる。また，暗号資産利用者は，暗号資産利用者の期末日において保有する暗号資産の貸借対照表価額の合計額が資産総額に比して重要でない場合，注記を省略することができる。

(2)ICO に関する会計処理

前述の暗号資産会計基準においては，ICO に関する会計基準の制定について，実施例がごく僅かで定まった定義，方法も確立されていないことから時期尚早として，自己（自己の関係会社を含む。）の発行した資金決済法に規定する暗号資産は，基準の対象範囲から除かれた。その後，2019 年 5 月に金融商品取引法が改正され，トークンのうち，一定の要件，機能，性格を備えたものを有価証券として規定し，金融商品取引法の規制対象となった。この改正を受けて，企業会計基準委員会（ASBJ）では，2022 年 3 月に「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当する ICO トークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」を公表し，ICO トークン全般に対する会計上の論点について次の 4 つを挙げて，論点の内容と今後の方向性について整理している。

論点 1　基準開発の必要性及び緊急性，並びにその困難さ

論点 2　ICO トークンの発行者における発行時の会計処理

論点３　資金決済法上の暗号資産に該当するICOトークンの発行及び保有に関するその他の論点
論点４　電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有に関する論点

このうち，論点４に関連して，企業会計基準委員会（ASBJ）では，2022年８月に実務対応報告第43号「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い」を公表したが，電子記録移転有価証券表示権利等は，その発行および保有がいわゆるブロックチェーン技術等を用いて行われるか否かの差でしかなく，従来のみなし有価証券と権利の内容は同一と考えられるため，電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理は，基本的に従来のみなし有価証券の発行および保有の会計処理と同様に取り扱うこととされた。

上記の論点整理においては，ICOについて，明確な定義はないが，一般に企業等がトークンと呼ばれるものを電子的に発行して，公衆から法定通貨や仮想通貨の調達を行う行為を総称するものとし，トークン購入者の視点に立った場合において，ICOを（1）発行者が将来的な事業収益等を分配する債務を負っているとされるもの（投資型）（2）発行者が将来的に物・サービス等を提供するなど，上記以外の債務を負っているとされるもの（その他権利型）（3）発行者が何ら債務を負っていないとされるもの（無権利型）に分類している[(13)]。

4.　税務上の取扱い

(1) 消費税法

暗号資産その他トークンに関する税制の対応について，最初に手当てされたのは，消費税法上での取扱いである。2016年５月の資金決済法の改正において，暗号資産が支払手段として定義されたことを受けて，平成29年（2017年）度税制改正により，消費税法において暗号資産を消費税が非課税となる支払手段に含める改正が実施され，2017年７月より暗号資産の売買取引は，消費税法上の非課税取引とされた。

〈消費税法施行令第９条第４項〉
第九条　法別表第２第２号に規定する有価証券に類するものとして政令で定めるものは，次に掲げるものとする。
・・・・
４　法別表第一第二号に規定する支払手段に類するものとして政令で定めるものは，電子決済手段，資金決済に関する法律第二条第十四項に規定する暗号資産及び国際通貨基金協定第十五条に規定する特別引出権とする。

また，消費税法基本通達６－２－３（支払手段の範囲）においても，「(5) 証票，電子機器その他の物に電磁的方法（電子的方法，磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により入力されている財産的価値であって，不特定又は多数の者相互間でその支払のために使用することができるもの（その使用の状況が通貨のそれと近似しているものに限る。）」が加えられた。

ただし，あくまで資金決済法上の暗号資産に限られているため，資金決済法に定義された暗号資産に含まれないトークンについては対象外で，課税取引となる。また，支払手段の譲渡に整理されているため，非課税取引であるものの，課税売上割合の計算上は分母分子の双方に含めないこととなる。

(2) 所得税法

消費税に続いて，手当てされたのが所得税に関する取扱いである。法改正ではないが，2017 年 9 月 9 日に，国税庁が WEB サイト上の質疑応答集であるタックスアンサーにおいて，ビットコインの売買による所得は雑所得に該当することを掲載した[14]。

〈国税庁タックスアンサー〉
№ 1524　ビットコインを使用することにより利益が生じた場合の課税関係
［平成 29 年 4 月 1 日現在法令等］
　ビットコインは，物品の購入等に使用できるものですが，このビットコインを使用することで生じた利益は，所得税の課税対象となります。
　このビットコインを使用することにより生じる損益（邦貨又は外貨との相対的な関係により認識される損益）は，事業所得等の各種所得の基因となる行為に付随して生じる場合を除き，原則として，雑所得に区分されます。
（所法 27，35，36）

このタックスアンサーは，唐突に掲載され，驚きを持って受け止められたが，当時，それだけ国税庁が暗号資産の課税方法について，緊急に掲載する必要性を感じていたことが窺える。資金決済法，消費税法等において，支払手段として規定された結果，暗号資産は「物」ではないため，その取引によって生じた所得は，譲渡所得ではなく，原則として，他のいずれの所得にも属さない場合の受け皿である「雑所得」に区分されたと考えられる。

また，2017 年 12 月 1 日には，国税庁より，「暗号資産に関する所得の計算方法等について（情報）」が公開された。Q&A 形式で雑所得の計算方法について解説した資料で，公開当初は，9 問だったが，その後の改定が加えられ，現在では，「暗号資産に関する税務上の取扱い（情報）」（令和 4 年 12 月最終改訂）に 34 問の Q&A が公開されており，暗号資産に関する税務上の取扱いを実務レベルで確認する中心的な資料になっている[15]。

所得税法において，暗号資産そのものの定義はなく，所得税法第 2 条第 1 項第 16 号の棚卸資産の範囲，および，所得税施行令第 5 条の固定資産の範囲から暗号資産が除かれる形で整理されている。暗号資産の譲渡原価等の計算及びその評価の方法は，所得税法第 48 条の 2 において，「その者の事業所得の金額または雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額を算定する場合におけるその算定の基礎となるその年 12 月 31 日において有する暗号資産の価額は，その者が暗号資産について選定した評価の方法により評価した金額（評価の方法を選定しなかつた場合又は選定した評価の方法により評価しなかつた場合には，評価の方法のうち政令で定める方法により評価した金額）とする。」と規定されており，法定評価方法は「総平均法」となっている（所法令 119 の 2）。

また，通常の FX 取引は，租税特別措置法第 41 条の 14 の先物取引に係る雑所得等の課税の特例に基づき，分離課税として計算することになっているが，この規定からは，暗号資産が除かれているため，暗号資産 FX などは，総合課税のまま計算することになる。

(3) 法人税法

最後に，令和元年（2019 年）度税制改正（2019 年 3 月成立）において，法人税法についても手当てさ

れた。それまで，会計基準が先行していたため，会計上は期末に時価評価をする一方で，税務上は期末時価評価の規定がないことから，別表調整が必要であった。会計基準に合わせるかたちで，金の売買と同じ「短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益」の条文に組み込まれ，暗号資産の時価評価損益の計上について改正が実施された。法人が事業年度終了の時に有する暗号資産のうち，活発な市場が存在する暗号資産（「市場暗号資産」という。）について，時価法により評価した金額をその時における評価額とし，自己の計算において有する場合には，その評価益または評価損をその事業年度の益金の額または損金の額に算入することとされた（法法 61 ②③）。

時価法により評価した金額とは，暗号資産の種類，または銘柄ごとに，次のいずれかにその暗号資産の数量を乗じて計算した金額とされている（法令 118 の 8 ③④）。

① 価格等公表者によって公表されたその事業年度終了の日における市場暗号資産の最終の売買の価格（公表された同日における最終の売買の価格がない場合には，同日前の最終の売買の価格が公表された日でその事業年度終了の日の最も近い日におけるその最終の売買の価格となる。）

② 価格等公表者によって公表されたその事業年度終了の日における市場暗号資産の最終の交換比率×その交換比率により交換される他の市場暗号資産に係る上記①の価格（公表された同日における最終の交換比率がない場合には，同日前の最終の交換比率が公表された日でその事業年度終了の日に最も近い日におけるその最終の交換比率に，その交換比率により交換される他の市場暗号資産に係る上記①の価格を乗じて計算した価格となる。）

なお，期末において時価評価した評価損益の額は，翌事業年度において洗替処理する（法令 118 の 9 ①）。

また，活発な市場が存在する暗号資産とは，法人が保有する暗号資産のうち次の要件の全てに該当するものをいう（法令 118 の 7 ①）。

① 継続的に売買価格等（注）が公表され，かつ，その公表される売買価格等がその暗号資産の売買の価格又は交換の比率の決定に重要な影響を与えているものであること。

（注）売買価格等とは，売買の価格又は他の暗号資産との交換の比率をいう。

② 継続的に上記①の売買価格等の公表がされるために十分な数量及び頻度で取引が行われていること。

③ 次の要件のいずれかに該当すること。

イ）上記①の売買価格等の公表がその法人以外の者によりされていること。

ロ）上記②の取引が主としてその法人により自己の計算において行われた取引でないこと。

活発な市場が存在する暗号資産に該当するかどうかは，保有する暗号資産の種類，その保有する暗号資産の過去の取引実績及びその保有する暗号資産が取引の対象とされている暗号資産取引所または暗号資産販売所の状況等を勘案し，個々の暗号資産の実態に応じて判断することになるが，この判断に際して，例えば，合理的な範囲内で入手できる売買価格等が暗号資産取引所または暗号資産販売所ごとに著しく異なっていると認められる場合や，売手と買手の希望する価格差が著しく大きい場合には，上記①および②の観点から，通常，市場は活発ではないと判断されることになる[(16)]。

譲渡原価の額の算出方法は，移動平均法または総平均法に依ることとされており，法定算出方法は，「移動平均法」となっており，所得税とは異なっている（法令 118 の 6）。

また，事業年度末に有する未決済の暗号資産信用取引に関して，事業年度末において決済したものとみなして損益を計上し，期末に計上した未決済損益の額は，翌事業年度に洗替処理する。「暗号資産信用取引」とは，資金決済に関する法律第 2 条第 15 項に規定する暗号資産交換業者を行う者から信用の供与を受けて行う暗号資産の売買をいう（旧法法 61 ⑦）。

(4) 令和 5 年（2023 年）度税制改正

令和 5 年（2023 年）度税制改正において，暗号資産について法人税の 2 つの大きな改正が行われた。

一つ目は，期末時価評価の緩和である。企業会計基準委員会（ASBJ）が令和 4 年 11 月 7 日に開催した第 490 回議事概要別紙として公表した「暗号資産の発行者が発行時に自己に割り当てた暗号資産の会計上の取扱いについて」により，「発行による対価を受領しておらず自己で完結していると考えられるものは，第三者との取引が生じるまでは，資産を認識しないか，または取得原価で資産を認識するという考え方がある。これらの考え方のいずれを採用すべきかどうかについて当委員会は結論を出していないが，いずれの場合も時価では評価されないと考えられる。」[17] と見解を示したことから，法人税においても，期末時価評価の規定が緩和された。

法人税法第 61 条第 2 項の規定において，「特定自己発行暗号資産（当該内国法人が発行し，かつ，その発行の時から継続して有する暗号資産であってその時から継続して譲渡についての制限その他の条件が付されているものとして政令で定めるものをいう。）」が定義され，期末時価評価による評価損益を計上するものの範囲から除外された。除外された暗号資産の要件は次の通りである（法令 118 の 7 ②）。

①自己が発行した暗号資産でその発行の時から継続して保有しているものであること

②その暗号資産の発行の時から継続して次のいずれかにより譲渡制限が行われているものであること

イ）他の者に移転することができないようにする技術的措置がとられていること

ロ）一定の要件を満たす信託の信託財産としていること

他の者に移転することができないようにする技術的措置とは，具体的には法人税法施行規則第 26 条の 10 に規定されている。

＜法人税法施行規則第 26 条の 10 ＞

令第 118 条の 7　第 2 項第 1 号に規定する財務省令で定める措置は，同項の暗号資産を他の者に移転することができないようにする技術的措置であって，次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一　その移転することができない期間が定められていること。

二　その技術的措置が，その暗号資産を発行した内国法人（その内国法人との間に完全支配関係がある他の者を含む。以下この号において「発行法人等」という。）の役員及び使用人（以下この号において「役員等」という。）並びに次に掲げる者のみによって解除をすることができないものであること。

イ　発行法人等の役員等の親族

ロ　発行法人等の役員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ　イ又はロに掲げる者以外の者で発行法人等の役員等から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの

ニ　ロ又はハに掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

また，特定自己発行暗号資産に該当する暗号資産を自己の計算において有する場合において，その暗号資産が，特定自己発行暗号資産に該当しないこととなったときは，一定の方法により，その該当しないこととなった時において，その暗号資産を譲渡し，かつ，その暗号資産を取得したものとみなして，所得金額を計算することになる（法法 61 ⑦）。

二つ目は，借り入れた暗号資産の期末処理である。法人が暗号資産交換業者から信用の供与を受けて行う

暗号資産の売買は暗号資産信用取引とされ，事業年度末に未決済のものがあるときは，期末に決済したものとみなして算出した利益または損失の額に相当する額（みなし決済損益額）をその事業年度の所得金額の計算上，益金の額または損金の額に算入する処理が規定（旧法法 61 ⑦）されていた。これに対して，法人が，自社の経営者など暗号資産交換業者“以外の者”から暗号資産を借り入れた場合は，税法上の規定等がなかった。例えば，法人が暗号資産交換業者以外の者から借り入れた暗号資産を市場等で売却した場合，その借入分を返すために買戻しをすることになるが，事業年度末までに本来返済すべき暗号資産を買い戻していなかったときには，期末時点における暗号資産の時価変動による損益相当額を計上するか否かの取扱いについて規定がないため，一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従い計算するしかない状況だった。

令和 5 年（2023 年）度税制改正により，法人が暗号資産交換業者以外の者から借り入れた暗号資産の譲渡をした場合において，その譲渡をした日の属する事業年度終了の時までにその暗号資産と種類を同じくする暗号資産の買戻しをしていないときは，その時においてその買戻しをしたものとみなして計算した損益相当額を計上することとなった（法法 61 ⑧）。

暗号資産にかかる会計および税務の期末評価方法を纏めると，表 2 のようになる。

表 2　暗号資産の会計上・法人税の期末評価方法

活発な市場の存在の有無	会計上			法人税	
				評価	申告調整
存在する	自己の計算において有する暗号資産	市場暗号資産	期末時価評価	時価評価 益金（損金）算入	なし
		特定自己発行暗号資産	資産を認識しないか又は取得原価（※ 2）	取得原価	なし
	自己以外の者の計算において有する暗号資産（※ 1）		期末時価評価	時価評価 益金（損金）算入しない	なし
存在しない	取得原価≦処分見込価額		取得原価	取得原価	なし
	取得原価＞処分見込価額		期末時価評価	取得原価	あり

※ 1　自己以外の者の計算において有する暗号資産とは，例えば暗号資産交換業者が利用者から預かっている暗号資産をいう。
※ 2　第 490 回企業会計基準委員会（2022 年 11 月 7 日開催）議事概要別紙（審議事項（1）暗号資産の発行者が発行時に自己に割り当てた暗号資産の会計上の取扱いについて）で，一定の方向性は示されているものの明確な基準はない。

IV.　暗号資産の今後の税務上の課題

ブロックチェーン技術等を用いた仕組みや取引は，まだまだ発展途中である。そのため，全てを法令上で網羅することは出来ず，応急処置として手当てされてきた経緯は否めない。当初，法律を制定したときの状況とは変わってきており，暗号資産を含めたトークンを利用した投資などトークン活用の発展を阻害しているものもあると考えられる。自由民主党デジタル社会推進本部 web3[18] プロジェクトチームが纏めた「web3 ホワイトペーパー～誰もがデジタル資産を利活用する時代へ～」において，web3 の推進に向けてただちに対処すべき論点のうち税制改正項目として次の 3 点を提言している。

①法人が保有するトークンを期末時価評価課税の対象から除外する方針が令和 5 年（2023 年）度税制改正で示された一方で，他社発行の保有トークンに関する課税課題が残る。保有する他社のトークンの期末時価評価課税から短期売買目的でないものを除外し，取得原価で評価するべき。

②暗号資産取引から生じた所得は雑所得（最高税率 55 %）で課税されるなど，諸外国に比べて厳しい税制により，納税者の海外流出が増加しているとの指摘がある。暗号資産の取引に係る損益を申告分離課税の対象とすること，暗号資産に係る損失の所得金額からの繰越控除（翌年以降 3 年間）を認めること，暗号資産デリバティブ取引も同様に申告分離課税の対象にすることが検討されるべき。

③暗号資産同士の交換には所得税がかかるが，法定通貨を取得しないため納税者の税務申告促進の妨げになっている。暗号資産取引に関する損益は，暗号資産同士を交換したタイミングでは課税せず，保有する暗号資産を法定通貨に交換した時点でまとめて課税対象とすることが検討されるべき。

特に，②③については雑所得に分類された当初から各方面で要望されたきた内容であり，今後，改善がなされることを期待したい。

今回取り上げなかったが，NFT（Non-Fungible Token）について，国税庁より令和 5 年（2023 年）1 月 13 日に「ＮＦＴに関する税務上の取扱いについて（情報）」が公開された。実社会での仕組みや取引の開発スピードが早く，課税庁としては，何らかの方向性を示す必要があるため，FAQ として示さざるを得ない状況にある。さらに，相続税の観点でも，評価方法の問題や，暗号資産に限らずネット銀行などいわゆる「デジタル遺産」を把握する方法など様々な課題がある。

暗号資産にとどまらず，様々なブロックチェーン技術等を用いたシステムやそれに関する取引が開発されてきているが，会計・税務において規定が確立されていない部分も多い。一日でも早く法整備がなされることを願いつつ，最新の情報を注意して取得していくことが必要であると思われる。

《注》

（1） 現在では https://bitcoin.org/bitcoin.pdf に掲載されている。

（2） 2020 年 5 月の改正資金決済法において，仮想通貨から暗号資産に呼称が変更された。

（3） 2023 年 7 月時点において，債権者への弁済は，まだ実行されていない。

（4） 国税庁タックスアンサー No1524
（URL:https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1524.htm）。

（5） 2023 年 7 月 1 日時点の大手交換業者であるビットフライヤーの価格は，販売所の購入レートが 4,539 千円，売却レートは 4,275 千円で，取引所の価格は，凡その仲値である 4,407 千円で提示されている。

（6） Bitcoin 日本語情報サイト（https://jpbitcoin.com/）を参照した。

（7） ビットコインの単位の呼称

（8） マイニングの他，一定のサービスを提供する対価として暗号資産を獲得する取引としてステーキングやレンディングがある。

（9） 金融庁事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 16．暗号資産交換業者関係 1-1-2-2 ③（注 1）において，暗号資産交換業者に関する内閣府令第令第 23 条第 1 項第 8 号に規定する暗号資産の借入れは，法第 2 条第 15 項第 4 号に規定する暗号資産の管理には該当しないが，利用者がその請求によっていつでも借り入れた暗号資産の返還を受けることができるなど，暗号資産の借入れと称して，実質的に他人のために暗号資産を管理している場合には，同号に規定する暗号資産の管理に該当すると示されている
（URL:https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/kaisya/16.pdf）。

（10）「通貨建資産」とは，本邦通貨若しくは外国通貨をもって表示され，又は本邦通貨若しくは外国通貨をもって債務の履行，払戻しその他これらに準ずるものが行われることとされている資産をいう（資金決済法第 2 条第 7 項）。

（11）金融商品取引法では「資金決済に関する法律第二条第十四項に規定する暗号資産又は同条第五項第四号に掲げるもののうち投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして内閣府令で定めるもの」として「暗号等資産」と定義されている。

（12）暗号資産会計基準の「結論の背景」の中で，活発な市場の判断基準について，金融商品に関する会計基準，棚卸資産会計基準等を参考に作成されたことが記載されている。

（13）ICO の分類については，金融庁が 2018 年 12 月に公表した「仮想通貨交換業等に関する研究会」報告書に記載されている。
（14）現在では，「暗号資産に関する税務上の取扱いについて（ＦＡＱ）」を参照するよう記載されている。
（15）国税庁ホームページ「暗号資産に関する税務上の取扱いについて（情報）」
（URL:https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shotoku/kakuteishinkokukankei/kasoutuka/index.htm）
（16）令和 5 年 1 月 20 日公表「法人が保有する暗号資産に係る期末時価評価の取扱いについて（情報）」の 2 期末時価評価の対象となる活発な市場が存在する暗号資産を参照。
（17）企業会計基準委員会ホームページ第 490 回企業会計基準委員会（2022 年 11 月 7 日開催）議事概要「議事概要別紙（審議事項（1）暗号資産の発行者が発行時に自己に割り当てた暗号資産の会計上の取扱いについて）」，pp2。
（URL:https://www.asb.or.jp/jp/project/proceedings/y2022/2022-1107.html）
（18）web3 とは，インターネットが発展してきた歴史における第三世代を意味する。web1.0 では，情報は一方的で，一部の人間だけが発信出来た時代。web2.0 では，双方向に誰もが SNS を通じて発信出来る時代。ただし，ここではプラットフォーマーが存在し大きな力をもっている。web3.0 では，非中央集権的，自律的，相互検証可能ないわゆるブロックチェーン技術を用いた分散型組織により管理される時代。

《参考文献》

【公的機関刊行物等】
企業会計基準委員会ホームページ［2018］実務対応報告第 38 号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」企業会計基準委員会
企業会計基準委員会ホームページ［2022］「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当する ICO トークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」企業会計基準委員会
企業会計基準委員会ホームページ［2022］実務対応報告第 43 号「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い」企業会計基準委員会
企業会計基準委員会ホームページ［2022］第 490 回企業会計基準委員会（2022 年 11 月 7 日開催）議事概要「議事概要別紙（審議事項（1）暗号資産の発行者が発行時に自己に割り当てた暗号資産の会計上の取扱いについて）」企業会計基準委員会
国税庁ホームページ［2022］「暗号資産に関する税務上の取扱いについて（情報）」国税庁
国税庁ホームページ［2023］「法人が保有する暗号資産に係る期末時価評価の取扱いについて（情報）」国税庁
国税庁ホームページ［2023］「ＮＦＴに関する税務上の取扱いについて（FAQ）」国税庁
金融庁ホームページ［2023］デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会第 11 回資料 2「セキュリティトークンに関する現状等について」日本 STO 協会
自民党ホームページ［2023］「web3 ホワイトペーパー～誰もがデジタル資産を利活用する時代へ～」自由民主党デジタル社会推進本部 web3 プロジェクトチーム

【和文文献】
延平昌弥他［2017］『事例で学ぶビットコインの会計・税務 Q&A50 選』清文社
延平昌弥他［2019］『事例で学ぶ暗号資産（仮想通貨）の会計・税務 Q&A60 選』清文社
泉絢也他［2022］『事例でわかる！ＮＦＴ・暗号資産の税務』中央経済社
河合厚他［2023］『関与先から相談を受けても困らない！デジタル財産の税務 Q&A』ぎょうせい

（寄稿受付　2023 年 11 月 6 日）